

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成30年度北上市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **7億1,800万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **67億9,254万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等支援事業	159,544	119,436			16,000	24,108
	障がい者相談支援事業	3,541	1,747			1,000	794
	要援護老人ホーム措置事業	13,764			1,781	4,000	7,984
	国民健康保険特別会計繰出金	54,348	30,731			11,000	12,617
	介護保険特別会計繰出金	106,254	919			4,800	100,535
	保育園保育実施事業	109,517	55,512		21,485	14,000	18,520
	児童手当等給付事業	154,600	131,283			10,000	13,317
	施設型給付費等負担金	22,656	12,939			3,000	6,718
	地域型給付費等負担金	48,417	34,787			5,000	8,631
	小学校就学援助事業	2,514	209			1,000	1,306
	中学校就学援助事業	2,630	142			1,000	1,488
小計	677,785	387,703		23,266	70,800	196,016	
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	1,470				1,000	470
	小計	1,470				1,000	470
合計	679,254	387,703		23,266	71,800	196,486	